

査閲パネル

年次報告・2019年7月1日～2020年6月30日



ip

The
Inspection
Panel

THE WORLD BANK
IBRD • IDA | WORLD BANK GROUP

理事会による査閲パネル業務の見直し

世界銀行理事会は、3年間に及んだ**査閲パネル業務の見直し**を2020年に完了しました。この見直しにもとづき、世界銀行の業務政策や業務手順の遵守状況を審査する査閲パネルと、新たな問題解決手段として新設される紛争解決サービスで構成される新たな世界銀行アカウントビリティ・メカニズムが構築されました。新メカニズムは2021年初頭に開始される予定です。

今回の見直しを通じて、理事会が承認した査閲パネル業務の変更点は以下の通りです。

1. 査閲パネルへの申立て期限の延長

- 世界銀行が支援するプロジェクトへの貸出、融資、グラントの終了日から15カ月以内に提出された申立てはすべて、査閲パネルのプロセスの対象となります。変更前は、プロジェクトの資金の95%以上が実行済みの場合、又はプロジェクトがすでに完了している場合、査閲パネルに調査を請求しても申立てが登録されることはありませんでした。新たな業務政策は2020年9月8日以降に承認されたプロジェクトから適用されます。申立て期限の延長は、世界のグッド・プラクティスに沿ったものであり、査閲パネルへのアクセスが簡単ではない人々に申立てのための時間的猶予を提供します。

2. 独立した立場からの管理行動計画の実施状況の検証

- 理事会が承認した場合、査閲パネルや世界銀行グループの内部監査局が管理行動計画（MAP）の実施状況をリスクにもとづいて適切に検証できるようになりました。この変更により、査閲パネルがプロジェクトの現場に出向き、MAPが適切に実施されているかどうかを調査請求者から直接確認できるようになります。

3. 世界銀行マネジメントから独立した紛争解決

- 世界銀行の業務政策や業務手順の遵守状況を審査する従来のプロセスに加えて、プロジェクトの問題を解決するための新たな手段が導入されました。査閲パネルが申立てを適格と認めた場合、申立人と借入国の合意の下で期限付きの紛争解決プロセスが開始されます。

4. 査閲パネル調査報告書を調査請求者に開示する手順の更新

- 査閲パネル調査報告書が理事会に提出された直後から、当該報告書の検討とMAPの承認のために理事会が開催されるまでの間に、当該報告書を調査請求者に開示できるようになりました。目的は、査閲パネルの調査結果を受けてMAPを作成する際の意見聴取に、調査請求者がより有意義な形で参加できるようにするためです。

5. 助言サービスを査閲パネルの正式な役割に追加

- 世界銀行及び開発コミュニティ全体の学習を促進するため、査閲パネルが助言サービスを通じて、過去の事案から得た教訓を提供できるようになりました。

6. 協調融資プロジェクトに関する申立てには、業務の効率化と重複回避のため、協調融資パートナーであるほかの国際金融機関の独立した説明責任メカニズムと連携しながら対応するという現在の方針が正式な方針として承認されました。

7. 世界銀行実施型信託基金（BETF）の用途を明確化するよう世界銀行マネジメントに要請しました。

査閲パネルからのメッセージ

査 査閲パネルは、世界銀行が支援するプロジェクトに関する懸念をコミュニティが申し立てる手段を増やすために新たに説明責任メカニズムを構築し、その下に査閲パネルと新設される紛争解決サービス（DRS）を組み込むという世界銀行理事会の決定を歓迎します。

3年にわたる査閲パネル業務の見直しを経て、理事会はほかにも複数の変更を査閲パネル業務に加えしました。例えば、プロジェクトの影響を受けた人々が申立てを提出する期限がプロジェクトの終了後最大15カ月間に延長されたほか、理事会の承認があれば、査閲パネル調査報告書にもとづいて作成された管理活動計画（MAP）の実施状況を査閲パネルが確認できるようになりました。

理事会は、査閲パネル調査報告書が理事会に提出されてから理事会で当該報告書が検討されるまでの間に、当該報告書を調査請求者に開示することを、査閲パネル業務見直しの早い段階で認めました。この変更により、MAP策定のための意見聴取に調査請求者がより有意義な形で参加できるようになりました。査閲パネルはこの変更に基づき、これまでにウガンダとインドの2件の事案において調査報告書を調査請求者に開示し、調査請求者の積極的な関与につなげることができ満足しています。

また、理事会は査閲パネル業務の見直しの一環として、世界銀行全体の学習を促進するため、査閲パネルが過去の事案から得た教訓を、助言サービスを通じて提供することを正式に認めました。これを受けて2020年5月、査閲パネルはウガンダのブジャガリ発電プロジェクトのカラガラでのオフセットに関する3件の調査から得た生物多様性オフセットに関する知見をまとめ、**助言報告書**として発表しました。また、このテーマに関するオンライン・セッションを開催し、その様子は [YouTube でライブ配信](#)され、17カ国の300人以上がリアルタイムで視聴しました。

これらの変更はすべて、プロジェクトの影響を受けるコミュニティと世界銀行の説明責任の両方にプラスの影響をもたらしました。

このように査閲パネルに関しては多少の変化がありましたが、その核となる部分は変わっていません。

査閲パネルは、国際金融機関初の独立した説明責任メカニズムとして、1993年に世界銀行理事会によって設立されて以来、一貫した体制と方針の下で運営されています。

査閲パネル・メンバーは、世界銀行マネジメント及び、新たに就任する説明責任メカニズムの事務局長兼紛争解決サービス（DRS）責任者から完全に独立した立場で活動し、世界銀行の業務政策や業務手順の遵守状況を調査し、理事会への直接報告を継続します。

査閲パネルの活動に対する理事会の変わらぬ力強い支援に、そして世界銀行グループのデイビッド・マルパス総裁、シニア・マネジメント、並びに職員の皆様の継続的かつ建設的な関与に感謝します。また、査閲パネルを信頼し、調査を依頼して下さる方々に心から感謝すると共に、市民社会や関係者の皆様のご協力にも感謝申し上げます。最後になりましたが、コロナ危機下にあっても査閲パネルの活動をそれぞれの分野で献身的に支えてくれている査閲パネル事務局の職員に感謝します。

来年度も、世界銀行のプロジェクトから影響を被ったコミュニティの声を世界銀行の上層部に届けるために、査閲パネルは新しい世界銀行説明責任メカニズムの構成機関として、すべての関係者と協力してまいります。

イムラナ・ジャラール（議長）

ラマニ・クナナヤガム

マーク・ゴールドスミス



査閲パネル・メンバー（左から右）：ラマニ・クナナヤガム、マーク・ゴールドスミス、イムラナ・ジャラール（議長）

コロナ危機下での査閲パネルの活動

査閲パネルは、コロナの世界的流行下においても活動を継続しました。世界銀行の指示に従い、査閲パネル・メンバーと職員は2020年3月中旬から年度末まで在宅勤務に移行しましたが、本報告書にも記載している通り、この期間も調査請求の受理と対応を継続し、適格性報告書や調査報告書を作成したほか、世界中の市民社会組織を対象に査閲パネルの活動に関するオンライン・ワークショップを開催しました。また、2018年の理事会で査閲パネルの助言機能が正式に認められて以来、初となる助言報告書も発表しました。このほか、調査請求者に対する報復、ジェンダーにもとづく暴力、土地問題をテーマとする助言報告書の作成にも取り組みました。これらの報告書は来年度に発表されます。

査閲パネル

年次報告

2019年7月1日～2020年6月30日



ip

The
Inspection
Panel

THE WORLD BANK
IBRD • IDA | WORLD BANK GROUP



目次

4 査閲パネルの概要

8 調査済みの事案

8 事案 No.110、113 ウガンダ：水資源管理・開発プロジェクト、第3次農村エネルギー変革プロジェクト

11 事案 No.128、129 インド：低所得州の農村部における水・衛生プロジェクト

14 事案 No.140 ブラジル：テレジーナ地方自治体ガバナンス・生活の質向上プロジェクトへの追加融資

16 保留中の事案

16 事案 No.147 ネパール：ネパール・インド地域貿易・輸送プロジェクト

17 調査不要の事案

17 事案 No.130 ケニア：交通セクター支援プロジェクトと追加融資

19 事案 No.135 ~ 139、141 ~ 144 ポーランド：オドラ・ヴィスワ川洪水管理プロジェクト

21 事案 No.145 スリランカ：生態系保全・管理プロジェクト

23 事案 No.146 ブラジル：ピアウイ州成長と社会的包摂の柱プロジェクト

25 付録

付録Ⅰ：査閲パネル事案に関するグラフ

- ・調査請求の受理件数
- ・調査請求の対象となった主要政策課題
- ・事案の分布マップ
- ・事案の地域分布
- ・調査請求者のタイプ
- ・プロジェクトの資金源
- ・事案の処理状況

付録Ⅱ：査閲パネル・メンバー及び事務局長略歴

付録Ⅲ：査閲パネルの予算

31 今年度の主な成果

査閲パネルの概要

査閲パネルとは

査閲パネルは、世界銀行が支援するプロジェクトから悪影響を受けた、又は受ける可能性が高いと考える人やコミュニティが利用できる、世界銀行から独立した苦情処理メカニズムです。1993年、人々が懸念を表明した上で助力を要請できる独立した組織として、世界銀行理事会によって設立されました。

査閲パネルは理事会直属の中立的な調査機関であり、世界銀行のマネジメントからも職員からも独立した組織です。査閲パネル・プロセスは、世界銀行における説明責任を強化し、世界銀行が支援する活動から影響を受けた人々が、自分たちの権利や利益を脅かす活動に対して声を上げることができる場を提供し、必要な場合には速やかに是正を促すことを目的としています。

査閲パネルの仕組み

世界銀行が国際復興開発銀行（IBRD）又は国際開発協会（IDA）を通じて支援するプロジェクトについて、プロジェクトの影響を受けた人々から申立てがあった場合に、プロジェクトを調査することが査閲パネルの任務です。住民や環境が被害を被ったという申立てがあれば、調査を実施し、世界銀行の業務政策や業務手順が遵守されているかどうかを審査します。

考えられる問題としては、次のようなものがあります。

- ・ダム、道路、パイプライン、鉱山、埋立地等のインフラ・プロジェクトの実施に関連する非自発的な移転や再定住により、住民や生計に生じた悪影響
- ・ダムの安全性や農業の使用など、投資による間接的影響から生じる住民や環境へのリスク
- ・先住民族とその文化、伝統、土地保有、開発の権利に関するリスク
- ・有形文化遺産（聖地を含む）への悪影響
- ・自然生息地（湿地、森林、水源などの保護区域を含む）に対する悪影響

2018年の理事会での承認を受けて、査閲パネルは現在、助言サービスも提供しており、報告書や出版物を通じて過去の事案から得た教訓を伝えています。

また、プロジェクトの影響を受ける可能性のあるコミュニティやその代表者に向けて、査閲パネルの使命や手順を説明した2本の動画を制作し、査閲パネルのウェブサイトで公開しています。

査閲パネルの構成

査閲パネルは理事会が任命した3人のメンバーで構成されています。メンバーの任期は5年で再任はありません。人選にあたっては、申立てに徹底的かつ公平に対処

できること、誠実であり、世界銀行マネジメントから独立していること、途上国の開発課題や生活状況を熟知していることが重視されます。

2020年度は査閲パネル・メンバーのヤン・マットソンの任期が満了し、後任として2019年11月にマーク・ゴールドスミスがメンバーに就任しました。ほかの2人のメンバーはイムラナ・ジャラル（2018年1月よりメンバーで、2018年12月より議長）とラマニ・クナナヤガム（2018年12月よりメンバー）です。

査閲パネルには常設の事務局があり、議長とメンバーに対して業務やセクターの専門知識、ロジスティクスの面で支援を提供しているほか、申立ての処理や調査、申立てを検討している人々から寄せられる質問への回答についても支援しています。査閲パネルはアウトリーチ活動も展開しており、出版物やソーシャルメディアを通じて査閲パネルに関する情報を発信しています。

現在はディレク・バーラスが事務局長を務めており、2020年度末時点での事務局職員は上級業務担当官のセルジュ・セルワンとレネット・エルカン、業務担当官のピアギッテ・クバとタマラ・ミルスタジ、上級対外関係担当官のロブ・ドハーティ、上級エグゼクティブアシスタントのオリアナ・ボルバラン、リサーチアシスタントのルペス・ダライ、コンサルタントのカミラ・ジョルジュ・ド・アマラルです。

査閲パネルは毎年夏に学生インターンを受け入れているほか、査閲パネルの実際的な業務を短期間経験する機会を人々に提供しています。実際の調査の際には、国際的に認知された独立専門家をチームに加え、客観的かつ専門的な視点から申立てを審査します。



（左から右）上級業務担当官のセルジュ・セルワン、業務担当官のタマラ・ミルスタジ、上級対外関係担当官のロブ・ドハーティ、査閲パネル・メンバーのラマニ・クナナヤガム、査閲パネル議長のイムラナ・ジャラル、上級エグゼクティブアシスタントのオリアナ・ボルバラン、リサーチアシスタントのルペス・ダライ、業務担当官のピアギッテ・クバ、上級業務担当官のレネット・エルカン、事務局長のディレク・バーラス、査閲パネル・メンバーのマーク・ゴールドスミス。





事案の概要

2020年度、査閲パネルは13件の新規調査請求を受理したほか、過年度に受理した5件の調査請求に継続して取り組みました。次ページ以降で、これらの事案の概要をご紹介します。それぞれの事案について、プロジェクトの概要、調査請求の内容、世界銀行マネジメントの回答、査閲パネルの勧告、査閲パネルの調査をもとに策定された管理行動計画（MAP）、理事会での議論や対応などが記されています。各事案の詳細については査閲パネルのウェブサイトをご覧ください。

調査済みの事案

ウガンダ：水資源管理・開発プロジェクト（WMDP）、第3次農村エネルギー変革プロジェクト（ERT-III）

事案 No. 110、113

調査請求

2016年、査閲パネルは世界銀行が支援したウガンダの民間発電（ブジャガリ）プロジェクト、水資源管理・開発プロジェクト（WMDP）、第3次農村エネルギー変革プロジェクト（ERT-III）に関する2件の調査請求を受理しました。査閲パネルの判断により、この2件は同時に処理されました。

調査請求者はイシンバ・ダム建設と、それに伴うカラガラ滝流域（KFS）で発生した洪水から被害を被ったと申し立てました。カラガラ滝はウガンダのビクトリア湖ナイリ川に位置し、カラガラ・オフセット地域（KOA）の一部となっています。イシンバ水力発電プロジェクトは世界銀行グループが支援するプロジェクトではありませんでしたが、調査請求者は貯水池に水を溜めることで洪水が発生し、KOAの保護対象である天然資源の管理が脅かされ、周辺住民の生計にも悪影響が生じると訴えました。KOAの設置と維持は、ブジャガリ貯水池によってブジャガリ滝の近辺や中州、原生の状態を維持していた自然生息地が冠水したことを受けて、世界銀行が自然生息地に関する業務政策にもとづき、2007年のウガンダ民間発電（ブジャガリ）プロジェクトを支援する条件としていました。国際開発協会（IDA）とウガンダ政府がブジャガリ・プロジェクトに関して締結した損失補償契約には、持続可能な管理プログラムや予算など、KOAに関する特別規定が盛り込まれました。

マネジメントの回答

2016年10月の回答において、マネジメントはこれらの調査請求は適格性の要件を満たしていないとし、理由を挙げました。調査請求者が訴えた被害は世界銀行が支援したプロジェクトによるものではなく、世界銀行の支援を受けていないイシンバ水力発

プロジェクト情報

水資源管理・開発プロジェクト（WMDP）

プロジェクト番号：P123204

地域：アフリカ

IDA 融資額：1億3,500万ドル

理事会承認日：2012年6月26日

完了日：2018年12月31日

本プロジェクトの開発目標は、(i) 総合的な水資源計画の策定・管理・開発、及び (ii) 優先地域における水・衛生サービスの向上です。本プロジェクトは天然資源の保全、サービス提供の改善、経済生産性の向上といった高次の目標にも寄与します。

第3次農村エネルギー変革プロジェクト（ERT-III）

プロジェクト番号：P133312

地域：アフリカ

IDA 融資額：1億3,500万ドル

理事会承認日：2015年6月5日

完了日：2020年12月31日

本プロジェクトの開発目標は、ウガンダの農村部における電力供給の向上です。



電プロジェクトの開発に関連したものであり、査閲パネルの審査対象にならないと述べました。また、ブジャガリ・プロジェクトはすでに完了しているため、査閲パネルの審査対象にはならないとし、WMDPとERT-IIIは調査請求に記載された被害とは無関係だったとしました。また、2件の調査請求が指摘している問題は、2001年と2007年の調査請求に対する査閲パネルの勧告ですすでに対応済みであると述べました。

査閲パネルの勧告と理事会の行動

査閲パネルは2016年12月16日、調査の要否に関する決定を最長1年間保留することを勧告しました。決定を保留することにより、世界銀行マネジメントが当時準備中だった環境・社会影響アセスメント（ESIA）の補遺文書の完成と、世界銀行によるフォローアップ活動の完了を待つことができると査閲パネルは説明しました。2017年4月4日、理事会はWMDPとERT-IIIに対する調査の要否の決定を保留するという査閲パネルの勧告を承認しました。しかしブジャガリ・プロジェクトについては、すでに完了していることから、調査の対象にはならないと結論付けました。

2018年5月、査閲パネルは第2次報告・勧告書を理事会に提出し、WMDPとERT-IIIに対する調査を勧告しました。理事会は勧告を2018年9月に承認し、査閲パネルチームは2018年11月に現地を訪問し調査を実施しました。

査閲パネル調査報告書と理事会の行動

査閲パネルは2019年5月2日に調査報告書を理事会に提出しました。

査閲パネルによる調査の結果、主に3つの分野で世界銀行の業務政策や業務手順が遵守されていないことが判明しました。第1の分野はKOAの管理です。WMDPは2012年以降、カラガラ・オフセット持続可能な管理計画（KOSMP）の下で、複数の活動を支援しました。WMDPの監督により、KOSMPには資金面、能力面の制約があることが明らかになったにもかかわらず、マネジメントはこれらの問題に対応せず、KOAの管理を維持する努力を怠ったと査閲パネルは指摘しました。

第2の分野は、ESIAの補遺文書に対する世界銀行の資金支援に関するものです。世界銀行は2012年にイシンバ・ダム の建設計画を知り、2015年、同ダムに関するESIAにはダム建設がKOAに与える影響が十分に記載されていないため、IAの遵守状況を判断できないとして、補遺文書の作成を要請しました。しかしウガンダ政府には十分な資金力がなかったため、後日、ERT-IIIの下で補遺文書の作成に必要な資金

を融資することで合意しました。補遺文書が完成した時点で、イシンバ・ダム建設はすでに76%完了していました。査閲パネルは、ESIAの補遺文書の完成が遅すぎたために、イシンバ・ダムの設計に影響を与え、意思決定を改善し、プロジェクトの持続可能性を確保し、環境に配慮した形で影響の緩和措置を講じることができなかつたと指摘しました。また、世界銀行マネジメントがイシンバ・ダムの建設がもたらす脅威に対して、適切かつ有効な対策を適時に講じなかつたために、KOAの保護が徹底されなかつたと指摘しました。さらに、補遺文書の作成資金を提供することで、マネジメントは明確な科学的根拠と適切な分析もなしに、KOAに深刻な影響を与えるプロジェクト案を暗黙のうちに支持したと指摘しました。

第3の分野は、拡大カラガラ・オフセット地域（EKOA）の設置に関するものです。補遺文書の勧告にもとづき、世界銀行はウガンダ政府に対し、KOAを拡大してウガンダの法律の保護下に置くこと、KOAの管理計画を更新することを助言しました。査閲パネルは、EKOAの設置がもたらす影響について、世界銀行の業務政策に沿った体系的な評価と十分な緩和が行われなかつたと指摘しました。さらに、拡大前のオフセット地域にも様々な課題があつたにもかかわらず、マネジメントは適切な保全措置を講じるための組織・制度面の能力や資金面の取決めの評価を怠つたと述べました。査閲パネルは、生物多様性オフセットは生物多様性を保全するための重要な仕組みになり得るが、そのためには適切な設計、適正な管理、十分な資金が必要だと結論付けました。査閲パネルは、世界銀行が支援するプロジェクトの条件として確保された土地を積極的にモニタリングする代わりに、境界線の変更や新たな地域の追加を行うことで「オフセットをオフセットする」前例が生まれることへの懸念を表明しました。査閲パネルの指摘事項を受けて、マネジメントは2019年7月3日に報告・勧告書を提出しました。理事会は2019年12月3日に会合を開き、管理行動計画を承認しました。世界銀行は報告・勧告書の中で、拡大前のオフセット地域の管理と保護に問題があつたという査閲パネルの指摘は認めつつ、これらの懸念はすでに2018年のIA改訂と、査閲パネルの指摘に対応するためのフォローアップ措置に関する合意に盛り込まれていると述べました。

マネジメントはさらに、拡大オフセット地域を効果的に設置し、社会的な影響が生じる可能性に適切に対処するためには、法的な保護措置が必要だとする点でも査閲パネルに同意しました。マネジメントによると、ウガンダ政府は、(i) EKOAを国家環境法にもとづく特別保護地域とすること、(ii) 世界銀行と緊密に協議しながらEKOAの管理計画を策定・導入すること、(iii) 生計回復計画と実行可能な再定住行動計画（RAP）を策定・導入することを約束しました。

マネジメントは、ブジャガリ・プロジェクトの保証が終了する2023年まで、計画の実施状況をモニタリングすると述べました。

査閲パネルの調査報告書とマネジメントの報告・勧告書は、査閲パネルのウェブサイト各事案のページに掲載されています。

本事案の調査報告書は、管理行動計画に関する意見聴取が行われる前の2019年5月に、調査請求者に開示されました。調査請求者への調査報告書の開示は、2018年10月の理事会で承認され、今回初めて適用されました。目的は、調査請求者が必要な情報を得た上で、意見聴取に効果的に参加できるようにすることです。

インド：低所得州の農村部における水・衛生プロジェクト (RWSSP)

事案 No. 128、129

調査請求

査閲パネルは本プロジェクトに対する2件の調査請求を、2018年11月と12月にそれぞれ登録し、同時に処理しました。1件目の調査請求は、ジャールカンド州の村で暮らす104人のサンタル族住民から提出されました。調査請求者は匿名を希望し、RWSSPが資金を提供するバグベラ複数村落給水施設の一部として、村に水処理施設が建設されることに懸念を表明しました。調査請求者は、この施設の建設地が、コミュニティが所有し、先祖伝来の聖なる森、埋葬地や火葬場のある、サンタル族にとって歴史的、文化的に重要な意味を持つ土地であることを問題視し、コミュニティの資源や薬草を利用できなくなると訴えました。さらに、提案されている施設が環境に与える影響、代替案が十分に分析されていないこと、環境・社会アセスメントが不十分であることにも懸念を表明しました。また、意見聴取や現地語による情報開示が行われなかったと訴えると共に、報復に対する懸念を表明しました。

2件目の調査請求は、ジャールカンド州の別の村で暮らす130人のサンタル族及びホー族の住民から提出されました。この事案でも調査請求者は匿名を希望しました。調査請求者は、本プロジェクトが資金を提供するチョタ・ゴビンドプール複数村落給水施設の一部として、村に地上貯水槽(ESR)が建設されることに懸念を表明しました。調査請求者は、ESRの建設予定地はジャールカンド州の州権獲得のために闘った末に亡くなったコミュニティの男性たちに敬意を表する場所であり、コミュニティにとってもジャールカンド州にとっても重要な慰霊の地だと説明しました。また、現在は無料で利用できる水が有料化され、生活が困窮すると訴えました。さらに、この計画が先住民族に与える影響を評価する社会アセスメントを作成していないことや、環境への影響をに配慮した代替案を検討していないことに加えて、意見聴取や情報開示が行われていないことにも懸念を表明しました。

マネジメントの回答

マネジメントは2件の調査請求に対する回答の中で、調査請求者の居住地の近くで進められている水処理施設と地上貯水槽の建設において、世界銀行のセーフガード政

プロジェクト情報

低所得州の農村部における水・衛生プロジェクト

プロジェクト番号：P132173

地域：南アジア

IDA 融資額：5億ドル

理事会承認日：2013年12月30日

完了日：2020年3月31日

本プロジェクトの開発目標は、「対象州の特定の農村コミュニティへの水の供給・衛生サービスを分散型供給管理システムを通じて向上させ、また対象となる危機や緊急事態に迅速かつ効果的に対応できるように参加州の能力を強化すること」です。



策が十分に遵守されていないことがあったと認めました。どちらの事案でも、問題は「企画と監督、住民からの意見聴取の実施と文書化、それぞれの供給施設に関する主要文書の開示、並びに環境管理計画（EMP）承認前の着工に対する反対をしなかったこと、（有形文化資源に関する業務政策（OP）4.11 が）適用されなかったこと」に関連していました。

マネジメントは1件目の調査請求に対する回答の中で、本プロジェクトが実現する安全な水の供給には多くの住民が関心を表明しているため、プロジェクトを中止することは不可能だと述べました。しかしコミュニティの懸念に対応するため、マネジメントはプロジェクト全体の問題点の解消にむけた取り組みを特定しました。具体的には、政府と協力して住民からの意見聴取を実施し、人類学や文化遺産の専門家の協力を得ることで、コミュニティの懸念に対する理解を深め、適切な補償措置を策定することなどです。また、環境管理計画（EMP）を更新し住民からの意見聴取を行い、セーフガード文書の要旨をヒンズー語に翻訳することも約束しました。マネジメントはプロジェクトを再構成し、OP4.11 を適用すると説明しました。

2件目の調査請求に対する回答では、地上貯水槽はほぼ完成しており、すでに運用テストが開始されていることから、建設工事を中止し給水施設を撤去するという要求は現実的ではないと説明しました。また、関連する複数のコミュニティの間では水道の整備に対する要望が強く、工事を中断した場合、給水施設に反対している人々が報



復を受ける恐れがあると述べました。一方、調査請求者の懸念やプロジェクト全体の問題点については、しかるべき措置を講じることで借入国と合意しました。具体的には、実施可能な正措置について調査請求者と協議すること、プロジェクトに関するパンフレットなど広報資料を更新し、サンタル語版とホー語版を完成させること、EMPに関する意見聴取や説明会を実施し、計画を開示することなどです。

査閲パネルの勧告と理事会の行動

2019年2月12日、査閲パネルは理事会に適格性報告書を送り、本プロジェクトの調査を勧告しました。理事会は査閲パネルの勧告を2019年3月1日に承認しました。

査閲パネルチームは2019年6月下旬と7月初旬にプロジェクトの現場を視察しました。査閲パネルは2020年1月15日に調査報告書を理事会に提出し、調査結果を受けて作成される管理行動計画（MAP）に関する意見聴取に調査請求者が効果的に関与できるように、同報告書の写しを調査請求者に開示しました。

コロナの世界的流行の影響で移動が制限され、影響を受けるコミュニティからの意見聴取を完了できなかったため、MAPの作成は2020年夏に延期されました。このため2020年6月30日現在、査閲パネル調査報告書を検討し、MAPの承認を行う理事会の開催も延期されています。

ブラジル：テレジーナ地方自治体ガバナンス・生活の質向上プロジェクトへの追加融資

事案 No. 140

調査請求

2019年8月23日、査閲パネルはピアウイ州の州都テレジーナのマフレンセ地区とサンホアキン地区に住む202世帯から提出された、プロジェクトのフェーズ2に対する調査請求を受理しました。調査請求者は、プロジェクト自体は支持するものの、住民移転には反対であり、プロジェクトの設計を変更すれば移転しなくても済むはずだと訴えました。コミュニティのメンバーは数十年前からこの地域で暮らしており、コミュニティの移動や立ち退きは地域の文化、社会、経済に悪影響を及ぼすと述べました。また、情報開示や意見聴取が行われず、住民移転計画に住民が参加する機会がなかったことにも懸念を表明しました。

テレジーナ大司教区の人権委員会、ピアウイ州の連邦公選弁護人事務所及び検察当局も、この調査請求を支持する文書を提出しました。

査閲パネルは本調査請求を2019年9月19日に登録しました。

マネジメントの回答

世界銀行マネジメントは、本プロジェクトの目的はテレジーナ市が直面している2つの課題、すなわち市内でも特に環境的・社会的に脆弱な最貧困地区の一つであるラゴアス・ド・ノルテで頻発している洪水と、長年の無計画な都市開発の影響に対応することだと述べました。調査請求で提起された事項については、世界銀行は適用される業務政策や業務手順の遵守に最大限の努力を払っていると述べました。さらに、プロジェクトの再定住行動計画（RAP）には改善の余地があるものの、世界銀行の業務政策に沿った対応がなされており、プロジェクトの実施状況を改善するための措置についても、すでに借入側と合意していると付け加えました。

査閲パネルの勧告と理事会の行動

査閲パネルチームは2019年11月5日から11日にかけてブラジルを訪問し、ブラリアとテレジーナで様々な関係者と面会しました。2019年11月25日、査閲パネル

プロジェクト情報

テレジーナ地方自治体ガバナンス・生活の質向上プロジェクトへの追加融資

プロジェクト番号：P146870

地域：ラテンアメリカ・カリブ海

IBRD 融資額：8,800 万ドル

理事会承認日：2016年2月24日

完了日：2021年12月15日

本プロジェクトの開発目標は、財政、都市、環境、サービス提供、経済開発の各分野におけるテレジーナ市の管理能力を近代化し、向上させ、ラゴアス・ド・ノルテ地区の低所得者層の生活の質を高めることです。2016年2月24日、プロジェクトの第2フェーズとして8,800万ドルの追加融資が承認されました。

は調査を勧告する報告・勧告書を理事会に提出しました。この中で、査閲パネルは調査請求者を含む関係者が本プロジェクトを支持していることを指摘すると共に、世界銀行マネジメントが調査請求者の懸念に対応し、世界銀行の業務政策の要件を満たすために提案した積極的な措置を認識しました。しかし、調査請求者の懸念に対応するためにマネジメントが講じた措置の適切性や、提案されたスケジュールで約束が果たされるかどうかは依然として不明だとしました。理事会は査閲パネルの調査勧告を2019年12月13日に承認し、査閲パネルは2020年1月7日に調査計画を公開しました。

査閲パネルチームは2020年3月9日から18日にかけてブラジルを訪問し、関係者と面会しました。査閲パネルは2020年7月22日に調査報告書を理事会に提出しました。



ネパール：ネパール・インド地域貿易・輸送プロジェクト

事案 No.147

調査請求

2020年4月25日、カトマンズ南部のキルティプル市で暮らす9人の住民から調査請求が提出されました。査閲パネルが最初の注意義務を果たしている段階で、さらに1名の調査請求者の署名が提出されたほか、査閲パネルのプロセスを調査請求者の代表者に委任する旨の通知が届きました。調査請求者とその代表者は匿名を希望しました。

調査請求者は、プロジェクトのサブコンポーネントであるチョバル・ドライポートはコミュニティに悪影響をもたらすと訴えました。また、世界銀行は環境アセスメント、先住民族、有形文化資源、非自発的住民移転に関する業務政策を遵守しておらず、プロジェクトは新しいドライポートの建設予定地に建っていたセメント工場に関する過去の土地返還要求や汚染・労働問題に対応していないと述べました。調査請求によると、ドライポートはプロジェクトが先住民族と認めていないネワール人を含む周辺コミュニティの環境と社会に影響を及ぼし、先住民族の権利を侵害する恐れがあります。調査請求者は、同プロジェクトはチョバルの歴史、宗教、文化遺産にも損害を与える可能性があるとして指摘しています。さらに、実効性のある意見聴取、情報開示、苦情処理が行われていないこと、プロジェクトに反対しているコミュニティの住民に対抗するために、建設現場に武装した警察隊が配備されていることも問題視しました。

査閲パネルは本調査請求を2020年5月27日に登録し、年度末の時点では、理事会に調査の要否について勧告する適格性報告書を作成しています。

プロジェクト情報

ネパール・インド地域貿易・輸送プロジェクト

プロジェクト番号：P144335

地域：南アジア

IDA 融資額及びグラント額：9,900万ドル相当

理事会承認日：2013年6月28日

完了日：2021年11月30日

本プロジェクトの開発目標は、「ネパールの主要インフラのボトルネックを解消し、国境管理の近代化を支援することにより、ネパールとインドの二国間貿易及びカトマンズ・コルカタ間回廊沿いの通過貿易の輸送時間と物流コストを削減し、貿易業者に資すること」です。

ケニア：交通セクター支援プロジェクトと追加融資

事案 No.130

調査請求

2018年12月、査閲パネルは本プロジェクトの影響を受けているコミュニティの3人の住民から提出された調査請求を受理しました。調査請求者は匿名を希望した上で、ウェブイエ・インターチェンジの建設工事から被害を被っていると申し立てました。この工事は、本プロジェクトが資金を提供するウェブイエ・キタレ道路工事の一部として行われているものです。調査請求者は、環境、コミュニティの衛生と安全、生計と労働条件、意見聴取と情報開示の欠如に懸念を表明しました。

査閲パネルは本調査請求を2019年1月17日に登録しました。

マネジメントの回答

世界銀行マネジメントは2019年2月に回答を発表し、調査請求で提起された問題のほとんどは解決済みであるとした上で、影響の大部分は工事に関わる一時的なものであり、工事はまもなく完了すると述べました。また、調査請求の提出後、世界銀行から派遣されたチームがコミュニティの住民や調査請求者と面談し、懸念の内容や対処方法について話し合ったと述べました。マネジメントの回答には、2019年3月31日までにコミュニティの懸念に対応するための行動計画が含まれています。

査閲パネルの勧告と理事会の行動

査閲パネルは2019年3月初旬にケニアを訪問し政府当局やコミュニティの住民を含む関係者と面会しました。査閲パネルはインターチェンジ建設の工事期間には、行人だけでなく、小売店主も影響を受けていると指摘しました。その後、世界銀行マネジメントは再定住行動計画（RAP）の監査範囲を拡大し、RAP作成時の現地調査開始日である2011年1月まで工事の影響のある地域で営業していた行人（その大部分は女性）や、商売の中断などに対する補償を適切に受けていなかった小売店主を

プロジェクト情報

交通セクター支援プロジェクト

プロジェクト番号：P124109

地域：アフリカ

IDA 融資額：3億ドル

理事会承認日：2011年4月21日

完了日：2019年12月31日

交通セクター支援プロジェクトと追加融資

プロジェクト番号：P146630

地域：アフリカ

IDA 融資額：2億350万ドル

理事会承認日：2014年3月26日

完了日：2019年12月31日

本プロジェクトの開発目標の一つは、北部回廊とタンザニア・ケニア・スーダン回廊沿いの道路輸送の効率化でした。



特定し、生計への悪影響に対応することを決定したと、査閲パネルに通知しました。

査閲パネルは2019年3月22日に報告・勧告書を理事会に提出し、本プロジェクトがケニアの国家経済やウェブイエの地域経済にもたらす多くの利益に言及しました。査閲パネルは、この行動計画が最後まで実施されれば、調査請求者が提起した懸念の大部分は解消されると考えました。ケニア訪問中の査閲パネルに対し、調査請求者は生計回復につながる追加的な措置は自分たちが提起した懸念が解消されるため、それを歓迎すると述べました。また、調査の要否に関する勧告を延期し、追加措置の実施を待つという査閲パネルの決定を支持しました。これを受け

て、査閲パネルは調査の要否に関する勧告を延期すること、状況を再評価し、6カ月以内に改めて勧告を行うことを理事会に伝えました。

理事会は決定を延期するという査閲パネルの勧告を2019年4月5日に承認しました。

2019年11月19日、査閲パネルは勧告をさらに4カ月間延期することを提案しました。査閲パネルはマネジメントが以前に約束した様々な措置の進捗状況を調べ、順調に実施されていることを確認しましたが、行商人の市場を建設するための土地の取得、RAP 監査結果の開示、行商人や小売店主への補償等の措置については、完了までに計画よりも時間がかかっていることを指摘しました。

理事会は2019年12月6日、勧告をさらに4カ月間延期するという査閲パネルの決定を承認しました。

2020年6月9日、査閲パネルは3度目にして最終となる適格性報告書を理事会に提出し、本プロジェクトの調査は不要と勧告しました。査閲パネルは、世界銀行マネジメントと調査請求者の見解が対立していることを指摘した上で、マネジメントは関係者と連携しながら未解決の被害への対応に取り組んでおり、被害がもたらした一時的な影響は解消されていると述べました。その具体例として、査閲パネルは小売店主が被った損失を評価して補償する仕組みや、行商人のための市場を建設するためにウェブイエ・インターチェンジ付近の土地を取得する仕組みを挙げました。

査閲パネルは、小売店が失った収入を見積もろうとする試みが、正確ではないにせよ、真剣に実施されたことを評価し、正確な見積りが困難なのは検証可能な記録がないためであり、世界銀行マネジメントの怠慢によるものではないと指摘しました。また、行商人が適切だと考えるような土地の取得が進まなかったのは、ウェブイエ・インターチェンジ付近に土地の売却を希望する地権者がいなかったためだと述べました。さらに、2.5キロメートル離れた区画を割り当てることは妥当であり、行商人に収入源となる露店・売店を持つ機会を提供するものだと指摘しました。

理事会は調査不要という査閲パネルの勧告を2020年6月23日に承認しました。

ポーランド：オドラ・ヴィスワ川洪水管理プロジェクト

事案 No.135 ~ 139、141 ~ 144

調査請求

2019年6月21日から2019年10月7日にかけて、査閲パネルは本プロジェクトに関する9件の調査請求を受理しました。調査請求を提出したのは、ドイツとポーランドの市民社会組織、オドラ渓谷で活動する民間機関、両国の国境をなすオドラ川の兩岸とポーランドのクウォツコ渓谷の住民の代表者です。

最初の5件の調査請求は似通っており、ドイツとポーランドの国境を流れるオドラ川で実施中のプロジェクト活動が、地域の生物多様性を脅かし、洪水リスクを高め、その影響はドイツにも波及する恐れがあると訴えました。6件目の調査請求は、ヴィスワ川の治水工事に関するもので、同プロジェクトは「ナチュラ2000」に登録されている生息地を脅かし、破壊すると訴えました。7件目の調査請求は、プロジェクト対象地域の乾貯水池の環境問題に関するものでした。8件目と9件目の調査請求は、クウォツコ渓谷における非自発的住民移転に懸念を表明するもので、乾貯水池の建設は地域の景観、文化的価値、一部の町の一体性を大きく損なっていると訴えました。

査閲パネルは、この9件の調査請求を2019年9月17日、9月26日、10月10日に登録しました。

マネジメントの回答

世界銀行マネジメントは、調査請求者の懸念に理解を示した上で、世界銀行が幅広い関係者や市民社会組織と継続的に協議してきたことを説明しました。また、調査請求者が指摘した懸念にはプロジェクトの設計と緩和措置を通じて適切に対応してきたと述べ、未解決の懸念については議論を継続していく考えを示しました。マネジメントは、本プロジェクトは専門的な根拠にもとづくもので、世界銀行の業務政策に従い、信頼できる企業による包括的な調査の結果をもとに設計されていると述べました。

プロジェクト情報

ポーランド：オドラ・ヴィスワ川洪水管理プロジェクト

プロジェクト番号：P147460

地域：ヨーロッパ・中央アジア

IBRD 融資額：5億404万ドル

理事会承認日：2015年7月23日

完了日：2023年12月15日

本プロジェクトの開発目標は、「オドラ川とヴィスワ川上流域の特定の地域に住む人々の洪水防御の向上、そして洪水の影響を効果的に緩和できるよう借入国の組織・制度面の能力を強化すること」です。



査閲パネルの勧告と理事会の行動

2019年11月11日から17日にかけて、査閲パネルチームはワルシャワ、ヴロツワフ、ベルリンで会合を開き、ドイツとポーランドの国境に接するクウォツコ溪谷とオドラ川沿いにあるプロジェクトの現場を視察しました。

2019年12月17日、査閲パネルは報告・勧告書を理事会に提出し、緩和措置や、段階的な環境アセスメント後に行われた調整（意見聴取時に関係者から寄せられた意見にもとづく変更を含む）を含むプロジェクトの設計を考慮した上で、本プロジェクトの調査は不要と勧告しました。また、世界銀行マネジメントが借入国の広報能力とコミュニティへの働きかけ強化を支援し、未解決の住民移転問題の解決についてモニタリングを約束していることにも言及しました。

理事会は調査不要という査閲パネルの勧告を2020年1月10日に承認しました。

スリランカ：生態系保全・管理プロジェクト

事案 No.145

調査請求

2019年10月21日、査閲パネルはスリランカの2人の住民から提出された調査請求を受理しました。この請求は、シンハラジャ森林保護区周辺のコミュニティで暮らす106人の住民を代表して提出されたものです。調査請求者は匿名を希望しました。

調査請求者は、世界銀行の支援するプロジェクトがシンハラジャ森林保護区で実施している道路建設工事が、コミュニティの生計手段と自然環境に悪影響を与えていると訴えました。シンハラジャ森林保護区は1978年にユネスコの生物圏保存地域に、1988年にユネスコの世界遺産に、それぞれ登録されています。調査請求者は、道路建設が地域固有の動植物や地域住民の生計に与えている悪影響に懸念を表明すると共に、シンハラジャ森林保護区のクダワ地区周辺のコミュニティで意見聴取や情報開示が行われなかったと訴えました。

査閲パネルは本調査請求を2019年12月9日に登録しました。

マネジメントの回答

マネジメントは回答の中で、調査請求者が表明した懸念は、プロジェクトが支援する合意済みの活動に含まれない工事によるものと指摘しました。さらに、世界銀行が調査請求に記載された連絡道路を本プロジェクトに含めることに同意したのは、修復工事を世界銀行の業務政策に沿った形で完了するためであり、また森林局が世界銀行の事前の同意なしに実施した過去の修復工事に起因する懸念に対応するためだと述べました。世界銀行が業務政策や業務手順を実施しなかったために、調査請求者の権利や利益が直接的な悪影響を受けたことはなく、今後もないという考えを示しました。

プロジェクト情報

生態系保全・管理プロジェクト

プロジェクト番号：P156021

地域：南アジア

IDA 融資額：4,500 万ドル

理事会承認日：2016年4月25日

完了日：2021年6月30日

本プロジェクトの開発目標は、スリランカの特定の地域における生態系の管理を改善することにより、環境保全とコミュニティの利益に資することです。



査閲パネルの勧告と理事会の行動

査閲パネルチームは2020年1月27日から30日にかけてスリランカを訪問し、コンボとプロジェクトの現場で様々な関係者と面会しました。

2020年2月14日、査閲パネルは報告・勧告書を理事会に提出しました。査閲パネルは、既存のクダワ連絡道路の修復は、世界銀行が支援するプロジェクトに当初は含まれておらず、調査請求者が訴えている被害は、世界銀行が関与する前の期間のものだと指摘し、本プロジェクトの調査は不要であると勧告しました。

世界銀行マネジメントが連絡道路の修復をプロジェクト活動に含めたのは、スリランカ森林局がベスト・プラクティス（環境・社会管理計画の実施、影響を受けるコミュニティからの意見聴取、監督など）に沿って工事を実施できるよう支援するため、という査閲パネルの認識を述べました。

査閲パネルは、世界銀行が支援するプロジェクトに連絡道路が含まれるようになってから、ステークホルダーの参加プロセスがある程度機能するようになっていて、正式な意見聴取等を通じて関係者や影響を受ける人々から集めた意見をもとにプロジェクトの設計が一部見直され、追加の緩和措置が講じられていることを指摘しました。また、是正措置を共同で監督するというアプローチも高く評価し、現地の委員会が共同監督のアイデアを支持し、参加を約束していることに言及しました。

理事会は調査不要という査閲パネルの勧告を2020年3月2日に承認しました。

ブラジル：ピアウイ州成長と社会的包摂の柱プロジェクト

事案 No.146

調査請求

2019年12月6日、査閲パネルはマルチセクター・プロジェクト、特に土地権利の正規化に関する活動に焦点を合わせた調査請求を受理しました。この請求は、ピアウイ州のセラード（サバンナ）地域にある伝統的コミュニティの3人の住民から提出されました。後日、5つの伝統的コミュニティの7人の代表者からも、本請求を支持する署名が提出されました。7人は、査閲パネルのプロセスへの参加をピアウイ州牧畜地委員会のメンバーに委任しました。調査請求者とその代表者は匿名を希望しました。

調査請求者は、プロジェクトが進めている土地権利の正規化プロセスから地元の伝統的コミュニティが取り残されていると訴えました。調査請求者は、正規化が、生物多様性や土壌、水に悪影響を与える農法を採用しているアグリビジネスと大地主のためだけに行われていると指摘しました。また、本プロジェクトの活動はこの地域で過去に行われた土地収奪の結果を正当化するものであり、現地の伝統的コミュニティから土地、作物、最低限の生活手段が奪われていると訴えました。また、社会的扶助、治安、教育へのアクセスがない点も問題視しました。

査閲パネルは本事案を2020年1月21日に登録しました。

マネジメントの回答

マネジメントは、土地保有の保障に関する調査請求者の懸念は理解できるものの、本プロジェクトは問題の原因でも促進要因でもないと述べました。マネジメントは、本プロジェクトはコミュニティの土地保有権の確定、登記、法的所有を支援することにより、小規模農家やキロンボラ・コミュニティ（奴隷植民地から逃れてきたアフリカ系ブラジル人奴隷の子孫）の土地保有を強化することを目指すものだと説明しました。また、調査請求に記載された申立ての多くは正確性に欠け、プロジェクトの目標や活動を正しく反映していないと指摘しました。マネジメントは、本プロジェクトはアグリビジネスや大地主の土地保有の合法化を支援し促進するものではなく、またアグリビジネスや大地主は本プロジェクトの支援対象ではないと強調しました。

プロジェクト情報

ピアウイ州成長と社会的包摂の柱プロジェクト

プロジェクト番号：129342

地域：ラテンアメリカ・カリブ海

IBRD 融資額：1億2,000万ドル

理事会承認日：2015年12月21日

完了日：2020年12月31日

本プロジェクトの開発目標は、(i) 公立中等学校の退学率の低減、(ii) 慢性疾患の診断と治療へのアクセス向上、(iii) 農村部の地下水利用者の登録と土地権利の正規化の拡大、(iv) 農村部における家族経営農家の生産的バリューチェーンへの参加促進です。



査閲パネルの勧告と理事会の行動

査閲パネルチームは2020年2月29日から3月7日にかけてブラジルを訪問し、調査請求者、代表者、プロジェクトの影響を受ける地域の住民、世界銀行の現地事務所の職員、政府関係者と面会しました。

査閲パネルは2020年3月20日に報告・勧告書を理事会に提出しました。査閲パネルは、調査請求者の深刻な懸念を認め、プロジェクトの初期段階では、世界銀行は土地正規化プロセスの複雑さや実施機関に求められる能力を過小評価していた可能性があるとして述べた上で、本プロジェクトの調査は不要と勧告しました。しかし、調査請求者が訴えている被害は、世界銀行がプロジェクトの土地保有権の確定に関する活動を支援したことによるものではないと結論付けました。また、世界銀行が一部の伝統的コミュニティをプロジェクトに加えたことに加え、伝統的コミュニティにおいて土地保有権の確定に時間がかかっていることは、本プロジェクトには制御できない要因によるものだという認識を示しました。

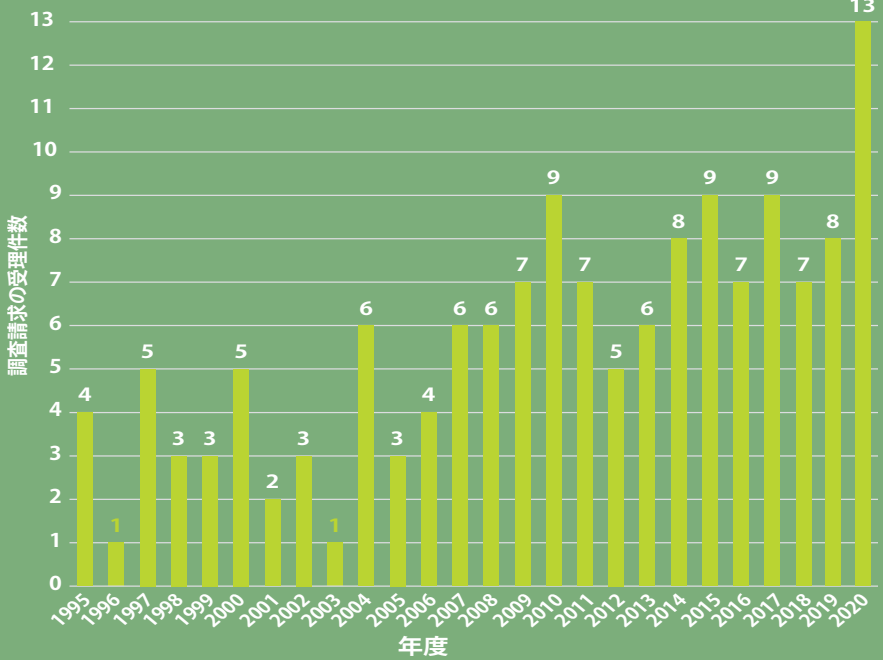
理事会は調査不要という査閲パネルの勧告を2020年4月3日に承認しました。



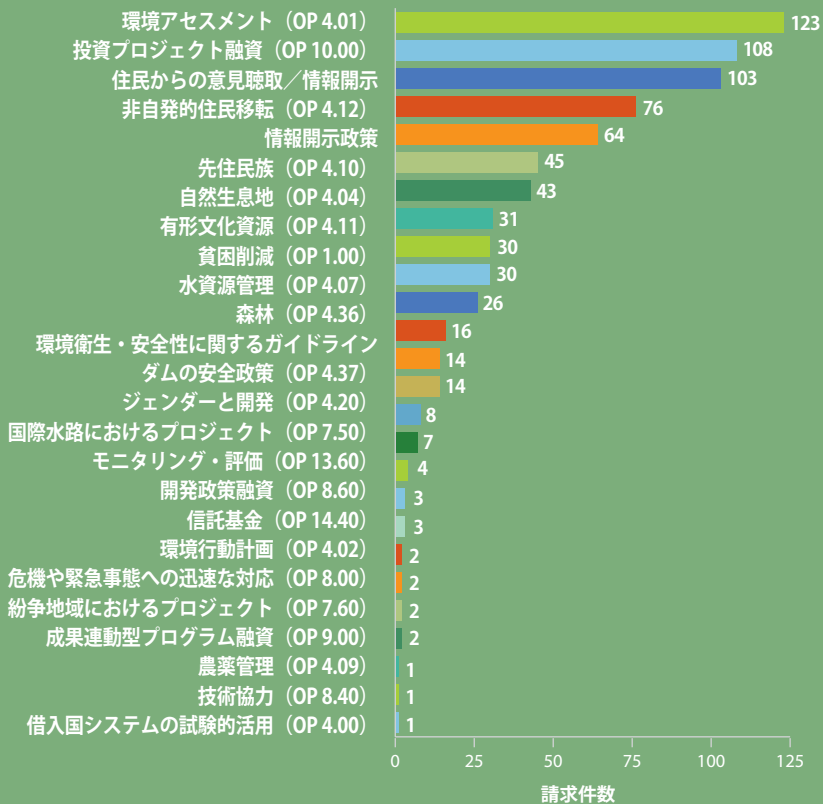
付録

付録 I：査閲パネル事案に関するグラフ

調査請求の受理件数



調査請求の対象となった主要政策課題 (1995～2020年度)

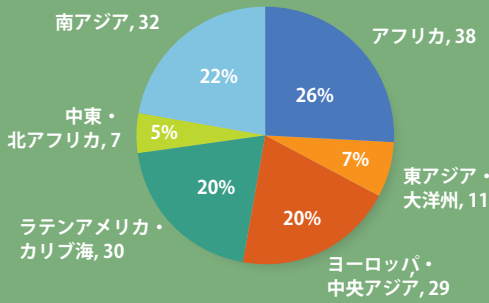


事案の分布

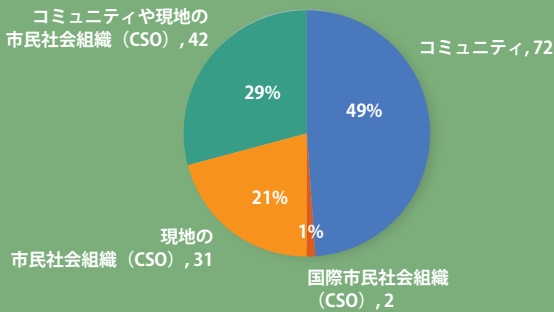




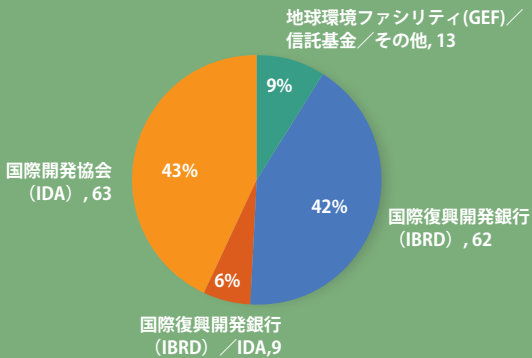
事案の地域分布



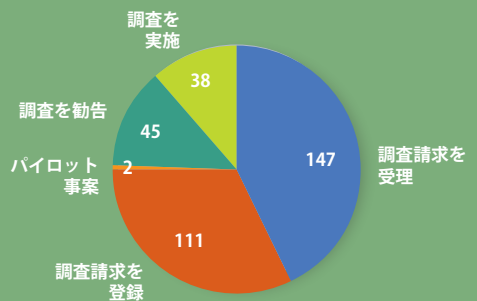
調査請求者のタイプ



プロジェクトの資金源



事案の処理状況



付録 II： 査閲パネル・メンバー及び事務局長略歴

イムラナ・ジャラール（議長）

2018年1月1日に査閲パネルのメンバーに任命され、2018年12月16日に議長に就任しました。フィジー出身で、官民両セクターの地政学的にも文化的にも多様な環境で30年を超える実務経験を有しています。

2010年から2017年はアジア開発銀行で主席社会開発専門官（ジェンダーと開発）を務め、幅広いセクターで国際開発金融機関の業務を経験しました。様々な関係者と協力しながら、多様な複雑な問題に取り組み、人々と信頼関係を築きました。

1995年から2010年は大洋州地域権利資源チーム（RRRT）オフィスのチーフ・テクニカル・アドバイザーを務めました。

弁護士であり、1999年から2001年にかけて、太平洋島嶼国では初となるフィジー人権委員会のコミッショナーを務めました。「Law for Pacific Women: A Legal Rights Handbook」の著者であり、2003年フィジー家族法の起草者、フィジー女性の人権運動の創設メンバーでもあります。2006年にはジュネーブに拠点を置く国際法律家委員会（ICJ）の委員に選ばれ、2011年から2017年にかけて同委員会の理事を務めました。ICJは裁判官と弁護士の独立性を守るために設立された機関です。

シドニー大学でジェンダーと開発に関する修士号、オークランド大学で国際法の法学士号と法学修士号（優等学位）を取得しました。

2019年4月に査閲パネルの議長に再選され、2019年12月16日より2期目の議長を務めています。2020年3月、査閲パネルはジャラールの議長としての任期を2021年6月30日まで延長することを決定しました。

査閲パネル・メンバーとしての任期は2022年12月31日までです。



ラマニ・クナナヤガム

スリランカ生まれのオーストラリア人で、2018年12月16日に査閲パネルのメンバーに任命されました。官民両セクターの地政学的にも文化的にも多様な環境において、30年の実務経験を有しています。

インドネシアでは東カリマンタン州の辺鄙な地域で10年を超えるフィールドワークに従事しました。民間セクター（FTSE10に名を連ねる2社）と非営利セクターの両方で持続可能性に関するリーダー職を歴任し、査閲パネルに参加する直前は英国BGグループの社会的成果・人権担当グローバル責任者を務めました。現在は2つの国際非営利開発組織、RESOLVEと人権とビジネス研究所（IHRB）の理事を務めています。

プロジェクト・サイクルのあらゆる段階で豊富な実務経験を有しており、多くの多国籍・国際組織に籍を置き、30以上の国で生活し、働いた貴重な経験からコミュニケーション能力が高く、多様な関係者を信頼関係に結ぶことができます。キャリアの初期に世界銀行に出向した経験があり、世界銀行の業務を理解していることも、市民社会や多国間・二国間パートナー、世界銀行のプロジェクトの影響を受けたコミュニティと仕事をする中で培った専門性を補完しています。

オーストラリアのモナシュ大学で人類学の修士号を取得しました。

査閲パネルでの任期は2023年12月15日までです。



マーク・ゴールドスミス

英国籍のマーク・ゴールドスミスは、2019年11月17日に査閲パネルのメンバーに任命されました。ゴールドスミスは、金融サービス、開発、戦略コンサルティング、エネルギーの分野で25年以上にわたり、複雑なプロジェクトやチームを管理した経験を有しています。公的機関と民間企業の両方でリーダーシップを発揮し、複数の利害関係者をまとめ、複雑な問題を理解し、業界全体やセクターを牽引するソリューションの導入を指揮してきました。



ゴールドスミスは新興国と先進国の両方において、環境、社会、持続可能性、安全性、リスク管理、ガバナンス等、幅広い複雑かつ慎重な取扱いを要する問題に取り組んできました。こうした経験は査閲パネルの活動に大きく貢献しています。

ゴールドスミスは2015年にサステナビリティ・コンサルタント会社FiveOakを立ち上げました。それ以前は10年以上にわたり、投資会社アクティスの責任投資担当取締役を務め、新興国市場における環境・社会・ガバナンス(ESG)投資をリードしました。この期間に、あらゆる投資分野と企業を網羅した、ビジネス倫理、健康と安全、社会、環境、気候変動関連の国際基準を開発・推進し、強固なコーポレート・ガバナンス基準と透明性の高い実務を実践しました。2014年から2019年まではカメルーンの電力会社ENEOの非業務執行取締役を務め、その内の4年間は取締役会のESG小委員会の議長を務めました。

このほか、英国の開発金融機関CDCグループのために国際金融公社(IFC)のパフォーマンス基準に関する環境・社会研修を開発したり、東アフリカのプライベート・エクイティ・ファンドとその投資先企業にESGの観点からアドバイスを提供した経験も有しています。

ノッティンガム大学で製造工学の修士号、リーズ大学で環境汚染制御の優等修士号を取得しました。

査閲パネルでの任期は2024年11月16日までです。

ディレク・バーラス

2014年7月から査閲パネルの事務局長として、査閲パネルの議長やメンバーに戦略的支援と助言を提供するほか、査閲パネル事務局、職員、コンサルタント、予算などを管理し、査閲パネルが世界銀行内部の関係者(理事会、各委員会、シニア・マネジメント、職員)や外部の関係者(調査請求者、市民社会組織、学術機関、メディア)と良好な関係を維持できるよう支援しています。2007年から2014年は査閲パネルの副事務局長を務めました。トルコ出身で開発の領域で豊富な経験を有しています。



法律の専門教育を受け、1992年に世界銀行に入行し、ヨーロッパ・中央アジア地域を担当する法務部門で上級法律顧問を務めました。上級法律顧問時代は世界銀行業務の法的側面を担当し、アルバニア、アゼルバイジャン、ウズベキスタン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、トルコなど、多数の国で交渉を指揮しました。2004年から2006年はアンカラ(トルコ)で世界銀行現地事務所での勤務も経験しました。世界銀行入行前は、トルコの国庫省・貿易省で反ダンピング・補助金法の成立に重要な役割を果たしました。民間ではホワイト&ケースのワシントン事務所においてアソシエイトの経験を有しています。トルコのアンカラ大学で法律の学位を、ワシントンDCのアメリカン大学ワシントン校で国際法学の法学修士号を取得しました。

2019年6月、事務局長としての任期が2年間延長され、2021年6月30日までとなりました。

付録 III：査閲パネルの予算

給与 ^(a)	1,452,614
諸手当 ^(a)	1,018,387
通信・IT サービス	124,094
オフィス賃料	172,841
設備・ビル管理サービス	441
臨時職員	41,311
コンサルタント ^(b)	721,469
旅費	210,079
代理業務・ホスピタリティ	2,418
出版	44,026
契約サービス	57,124
その他の経費	838
予算支出総額	3,845,642
当初予算	4,148,000
修正予算	4,003,002

注

^(a) 議長の給与・諸手当を含む

^(b) 査閲パネル・メンバーの報酬を含む

今年度の主な成果

新メンバーの参加と査閲パネル議長の任期延長：2019年11月、任期満了により退任したヤン・マットソンの後任として、マーク・ゴールドスミスが査閲パネルに参加しました。また、イムラナ・ジャラルの議長としての任期が2021年6月30日まで延長されました。ジャラルは2018年12月より議長を務めています。

受理件数：今年度、査閲パネルは13件の申立てを受理しました。理事会は、ウガンダの生物多様性オフセットに関する査閲パネル調査報告書を検討し、査閲パネルはインドの水・衛生プロジェクトに関する調査報告書を提出しました。査閲パネルは年度末直後の2020年7月にも、ブラジルの地方自治体ガバナンス・プロジェクトに関する調査報告書を理事会に提出しました。査閲パネルは適格性調査の結果にもとづき、ポーランド、スリランカ、ブラジルのプロジェクトを調査不要と勧告しました。このほか、ケニアのプロジェクトについても調査不要と勧告しましたが、コロナによる移動制限のため、適格性を判断するための2度目の現地訪問は実施できませんでした。理事会は、査閲パネルが提出した4件の勧告をすべて承認しました。

査閲パネルの業務に関する見直し：理事会は今年度、**査閲パネルの業務に関する見直し**を完了しました。理事会は、世界銀行の業務政策や業務手順の遵守状況を審査する査閲パネルと、新設される紛争解決サービスからなる、新たな説明責任メカニズムを構築することを承認しました。査閲パネルと紛争解決サービスはいずれも世界銀行マネジメントから独立した組織です。理事会が承認した査閲パネル業務のその他の変更点については、本報告書の該当箇所をご参照ください。

エマージング・レッスン・シリーズ：理事会は2018年、査閲パネル業務の見直しにもとづき、査閲パネルが過去の事案から得た教訓を助言サービスとして提供することを正式に認めました。2020年5月、査閲パネルは「**エマージング・レッスン・シリーズ**」の第5冊目を発表しました。この報告書は、理事会が助言機能を査閲パネルの正式業務と認めてから初めて発行されたもので、査閲パネルがウガンダのブジャガリ発電プロジェクトに関連して実施した、カラガラ生物多様性オフセットに関する3件の調査の結果にもとづいています。報告書の発行を記念し、査閲パネルは生物多様性オフセットを実施する際の課題をテーマにしたオンライン・セッションを開催しました。セッションでは、世界銀行のアン・カバガンベ理事、インターナショナル・リバーズのジョシュ・クレム政策担当ディレクター、ジョージ・レデック元世界銀行主任生態学者、そして査閲パネルがカラガラのオフセットに関して最近実施した調査で専門家を務めたスージー・ブラウンリー登録自然科学者が意見を交換しました。セッションの様子はYouTubeでライブ配信され、17カ国の300人以上がリアルタイムで視聴し、閉会後も850人以上が動画を視聴しました。

アウトリーチ：コロナ危機を受けて、査閲パネルのメンバーは在宅勤務を余儀なくされましたが、その間もインターネット上でワークショップを開催し、参加することにより、市民社会やコミュニティの代表者に査閲パネルの職務や活動に関する情報を提供しました。

2020年4月から6月にかけて、査閲パネルは南部・西部アフリカ地域と中東・北アフリカ地域でオンライン・セッションを開催しました。中央・南アメリカでは、他機関の独立した説明責任メカニズムと共にワークショップに参加しました。これらのセッションはすべて市民社会組織の協力の下で開催されました。

2019年秋、査閲パネルはオックスファム・インターナショナルと共同で、世界銀行年次総会の市民社会政策フォーラムにおいて、「脆弱性・紛争・暴力（FCV）諸国における開発と説明責任に関する課題」と題したセッションを開催しました。セッションでは、FCVの影響下にある国の開発実務者が直面している課題、こうした国々にセーフガード政策を導入する難しさ、課題に対応し、開発の有効性を高めるために取り得る措置や市民社会が果たし得る役割が検討されました。

2019年10月、査閲パネル・メンバーのラマニ・クナナヤガムはスリランカで開催された市民社会の代表者向けのワークショップに参加し、査閲パネルの仕組みを説明しました。アイルランドでは、フロント・ライン・ディフェンダー主催の「人権擁護者のためのダブリン・プラットフォーム」にパネリストとして参加しました。

その1カ月前の2019年9月、クナナヤガムと上級エグゼクティブアシスタントのオリアナ・ボルバランは、市民社会組織やほかの独立した説明責任メカニズム（IAM）の代表者と共に、バングラデシュでIAMの職務や活動内容を説明するワークショップを開催しました。ワークショップの対象は、南アジア地域の5カ国のコミュニティの代表者です。

2019年7月、査閲パネルは第12回「先住民族の権利に関する専門家メカニズム」のサイドイベントにおいて、「先住民族の権利：コンゴ民主共和国の事例研究」と題したセッションを開催しました。セッションでは、査閲パネルのセルジュ・セルワン上級業務担当官が議論を主導し、先住民族に関する理解と知見を促進する2つの雑誌を創刊したウィリー・ロヨンボ氏らが意見を交換しました。

ヤン・マットソン氏への謝辞

世界銀行査閲パネルは、2019年11月に5年の任期満了をもって査閲パネルのメンバーを退任したヤン・マットソン氏に謝意を表します。ヤンは国連機関に長く勤めた後に査閲パネルに参加し、コソボ、アルメニア、インドの事案で重要なリーダーシップを発揮しました。査閲パネルと事務局職員は、ヤンが査閲パネルの議論にもたらした国際的な視点と深い思慮に感謝します。今後のご活躍を心よりお祈りいたします。

© 2020 International Bank for Reconstruction and Development / The World Bank
1818 H Street NW
Washington, DC 20433
電話: 202-473-1000
インターネット: www.worldbank.org

一部不許複製

本書は世界銀行査閲パネルにより作成されたものです。本書に記載された発見事項、解釈、結論は必ずしも世界銀行、世界銀行理事会、各国政府の見解を反映したものではありません。世界銀行は本書に含まれるデータの正確性を保証しません。本書中の地図に示されている国境、色、名称等は、それぞれの地域の法的地位に対する世界銀行の意見や、国境線への支持あるいは承認を示すものではありません。

本書に含まれるいかなる部分も、世界銀行の特権及び免責についての制限又は放棄となるものではなく、そのように解釈されるべきものでもありません。全ての特権及び免責はここに明確に留保されます。

権利と許可



本書は、クリエイティブ・コモンズ表示3.0政府間組織向けライセンス (CC BY 3.0 IGO) <http://creativecommons.org/licenses/by/3.0/igo>で利用できます。クリエイティブ・コモンズ表示ライセンスにもとづき、利用者は本書を下記の条件にて、営利目的を含めて、複製・配布・伝送・適応することができます。

表示 — 本書は次のように表示してください。

World Bank Inspection Panel 2020. "Annual Report." World Bank, Washington, DC.
License: Creative Commons Attribution CC BY 3.0 IGO

翻訳 — 本書の翻訳版を作成する場合、表示には以下の免責事項を加えてください。この翻訳は世界銀行が作成したのものではなく、世界銀行の公式の翻訳と考えられるべきではない。世界銀行は翻訳の内容又は誤りに対して責任を負わない。

翻案 — 本書の翻案を作成する場合、表示に以下の免責事項を加えてください。

これは世界銀行が作成したオリジナル文書を翻案したものである。本翻案に記載された見解及び意見は本翻案の著者が単独で責任を負うものであり、世界銀行が承認したものではない。

第三者のコンテンツ — 世界銀行は必ずしも本書のコンテンツの各要素に対する所有権を保有してはいないため、本書の内容の内、第三者が所有する個々の要素又は部分を使用しても第三者の権利を侵害することにはならないと保証するものではありません。もしそうした侵害に対して申立てが起きた場合、全責任を負うのは使用者となります。本書の要素の利用を希望する場合、そうした再利用に対する許可取得の必要性の有無の判断、及び著作権者からの許可取得は、再利用者の責任において行うものとします。要素の例としては図表や画像が挙げられますが、これに限定されるものではありません。

副次的権利を含む、権利及びライセンスに関するお問い合わせは下記にお送りください。

World Bank Publications, The World Bank Group, 1818 H Street NW, Washington, DC 20433,
USA, FAX: 202-522-2625, Eメール: pubrights@worldbank.org

写真: © World Bank and World Bank Inspection Panel
再利用する場合は、さらなる許可が必要です。
デザイン: Naylor Design, Inc.

